

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3133号から第3135号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和元年度港南生指令第365号 食品営業許可 起案書〈継続申請〉」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3133号】
- (2) 「令和3年度 苦情処理簿」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3134号】
- (3) 「（1）令和元年度港南生第848号 食品衛生視察の実施結果について （2）令和2年度港南生第575号 特定刑務所食品取扱施設の監視結果交付について」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3135号】

2 諮問までの経過等

| 答申番号 | 請求日 | 決定通知日 | 審査請求日 | 諮問日 | 請求者 | 実施機関 |
|------|-----------|-----------|----------|-----------|-----|------|
| 3133 | 令和4年3月18日 | 令和4年6月10日 | 令和4年8月2日 | 令和4年9月13日 | 個人 | 市長 |
| 3134 | 令和4年3月18日 | 令和4年6月10日 | 令和4年8月2日 | 令和4年9月13日 | 個人 | 市長 |
| 3135 | 令和4年3月18日 | 令和4年6月10日 | 令和4年8月2日 | 令和4年9月13日 | 個人 | 市長 |

3 対象行政文書、原処分決定内容、審査会の結論

| 答申番号 | 対象行政文書 | 原処分決定内容・主な理由(概要) | 審査会の結論 |
|------|--|--|--------|
| 3133 | 「令和元年度港南生指令第365号 食品営業許可 起案書〈継続申請〉」（以下「本件審査請求文書」という。） | 一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。） | 原処分妥当 |

| 答申 番号 | 対象行政文書 | 原処分の決定内容・主な理由(概要) | 審査会 の結論 |
|----------|---|--|------------|
| | | <p>による改正前のもの。以下「旧条例」という。) 第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号エに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、個人の印影 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。) ・ 施設平面図及び施設構造に係る情報 (建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため。また、公にすることにより、公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため。) ・ 製品の配合、製造工程及び材料の製品規格書における製造者及び商品名 (公にすることにより競争上の不利益を被り、収益の減少につながり、事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、当該文書は任意に提供を受けており、開示を前提としていないので、公にすることにより実施機関と特定刑務所との信頼関係が悪化し、保健所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。) | |
| 3134 | 「令和3年度 苦情処理簿」(以下「本件審査請求文書」という。) | <p style="text-align: center;">一部開示</p> <hr/> <p>旧条例第7条第2項第2号及び第6号エに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。) ・ 手紙全文 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、通報の内容が公開されると、市民等の通報を委縮させ、食品衛生上の不備を探知しづらくなり、保健所の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。) | 原処分妥当 |
| 3135 | 「(1) 令和元年度港南生第848号食品衛生視察の実施結果について (2) 令和2年度港南生第575号特定刑務所食品取扱施設の監視結果交付について」(以下「本件審査請求文書」という。) | <p style="text-align: center;">一部開示</p> <hr/> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。) | 原処分妥当 |

4 審査会の判断の要旨

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|---|
| 3133 | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《食品衛生法に係る営業許可事務について》</p> <p>食品の製造等に係る営業に当たっては、当該施設が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき定められた施設基準に適合するものであること等の確認を経て営業許可を受ける必要がある。</p> <p>保健所では、申請及び継続申請に基づいて施設の確認等を行い、営業許可に関する事務を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定刑務所の麺類製造施設の継続申請に係る食品営業許可起案書及びその添付資料（食品営業許可申請書、施設の概要、食品衛生監視票、工場の配置図、製造予定品目、原材料の報告文書、乾麺の製造工程及び製品規格書）である。</p> <p>実施機関は、このうち、食品営業許可起案書、食品営業許可申請書及び食品衛生監視票に記載された衛生責任者の氏名（以下「非開示部分1」という。）、施設の概要に記載された立会者の氏名（以下「非開示部分2」という。）、原材料の報告文書に記載された報告者の氏名（以下「非開示部分3」という。）及び製品規格書上の製造会社社員の印影（以下「非開示部分4」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。また、施設の概要に記載された施設構造に係る情報（以下「非開示部分5」という。）及び工場の配置図（以下「非開示部分6」という。）を同項第3号ア及び同項第4号に該当するとして、製造予定品目に記載された乾麺の配合割合及び乾麺の製造工程（以下「非開示部分7」という。）並びに製品規格書に記載された製造者及び商品名（以下「非開示部分8」という。）を同項第6号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1から非開示部分3までは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、市販の職員録や「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）により、特定刑務所職員の氏名は公にされていると主張するが、当審査会で確認したところ、職員録に掲載されるのはごく一部であり、非開示部分1から非開示部分3までの職員については掲載されていなかった。また、申合せは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の運用についてのものであり、旧条例の運用とは状況を異にする。</p> <p>したがって、非開示部分1から非開示部分3までは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>イ 非開示部分4は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第4号の該当性について》</p> <p>非開示部分5には施設の材質や構造が、非開示部分6には製麺工場の全体構造が具体的に記載されている。これらを公にすると脱走に利用されるおそれがあること等から本号に該当するとの実施機関の説明は首肯できるので、同項第3号アについて判断するまでもなく、本</p> |

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|---|
| 3133 | <p>号に該当し非開示が妥当である。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》</p> <p>非開示部分7には乾麺の配合割合や製造工程が、非開示部分8には原材料の製品名や製造業者が記載されている。これらの情報は特定刑務所における生産手法等の内部管理情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本号柱書に該当する。</p> |
| 3134 | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《食品衛生法に基づく通報に係る事務について》</p> <p>保健所では、食品の調理や製造を行う施設が不衛生である等の通報に基づき、立入調査を実施している。不適事項を発見した場合は、営業者等に対して改善指導を行い、当該施設の衛生の確保を図っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定刑務所に係る通報についての苦情処理簿及びその添付資料（指導票、通報者からの手紙2通及び通報者への回答文）である。</p> <p>苦情処理簿には通報の要旨、処理経過等が、指導票には特定刑務所への指導の内容等が、通報者からの1通目の手紙には通報事項が、2通目の手紙には1通目の手紙への返事を催促する旨が、通報者への回答文には特定刑務所への指導事項等に係る説明が記載されている。</p> <p>実施機関は、このうち、苦情処理簿及び指導票に記載された特定刑務所の職員の氏名（以下「非開示部分1」という。）及び通報者への回答文に記載されたその氏名（以下「非開示部分2」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして、2通の手紙の全文（以下「非開示部分3」という。）を同号及び同項第6号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、市販の職員録や「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）により、特定刑務所職員の氏名は公にされていると主張するが、当審査会で確認したところ、職員録に掲載されるのはごく一部であり、非開示部分1の職員については掲載されていなかった。また、申合せは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の運用についてのものであり、旧条例の運用とは状況を異にする。</p> <p>したがって、非開示部分1は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>イ 非開示部分2及び非開示部分3のうち通報者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分3のうち通報者の氏名以外の部分には、通報者の状況や通報に至る経緯が内心を含めて詳細に記載されている。当該部分は、必ずしも特定の個人を識別できるものではないが、その人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより通報者の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないので、同項第6号柱書について判断するまでもなく、本号本文に該当し非開示が妥当である。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> |

| 答申番号 | 判断の要旨 |
|------|---|
| 3135 | <p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《食品衛生関係施設の監視指導に係る事務について》</p> <p>保健所では、業種、施設の規模、取扱品目の状況、食中毒等の発生状況等を基に食品の調理や製造を行う施設への監視指導を行っており、不適事項を発見した場合は、営業者等に対して改善指導を行い、当該施設の衛生の確保を図っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和元年度及び2年度に、特定刑務所からの依頼に基づいて行ったその食品衛生施設の監視指導結果通知に係る起案文書であり、起案用紙、「食品衛生視察の実施結果について」と題する送付文、食品衛生施設の監視項目とその結果を記録した監視指導記録票及び特定刑務所からの依頼文から成る。</p> <p>実施機関は、監視指導記録票に記載された食品衛生施設衛生責任者の氏名及び起案用紙に記載された監視結果の交付先となる特定刑務所担当職員の氏名（以下「衛生責任者等氏名」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>衛生責任者等氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、市販の職員録や「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）により、特定刑務所職員の氏名は公にされていると主張するが、当審査会で確認したところ、職員録に掲載されるのはごく一部であり、衛生責任者等氏名は掲載されていなかった。また、申合せは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の運用についてのものであり、旧条例の運用とは状況を異にする。</p> <p>したがって、衛生責任者等氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> |

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
（イ省略）
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
（第5号省略）
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（行政文書の存否に関する情報）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求につい

て適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

| | | |
|-----------|-------|------------------|
| お問合せ先 | | |
| 市民局市民情報課長 | 平賀 匡生 | Tel 045-671-3881 |